ラリー三河湾を活用した愛知の魅力発信業務委託基本仕様書

１　業務目的

本県は、全国・世界に打ち出せるスポーツ大会を招致・育成し、地域の活性化につなげていくことを目指している。

ラリー三河湾は、国内最高峰のラリー選手権である全日本ラリー選手権の1戦であり、国内最大級の観客数を誇るモータースポーツ大会である。

本業務は、この地域を日本を代表するモータースポーツの中心地としていくために、ラリー三河湾を盛り上げ、県内外のラリーファン拡大・定着を図ることを目的とする。併せて、大会の集客力や情報発信力を活用して、特にラリー三河湾が行われる三河地方を中心に本県の魅力を発信し、地域活性化を図ることを目的として実施するものである。

２　ラリー三河湾の概要（予定）

正式名称：JAF全日本ラリー選手権　RALLY三河湾2027

日　　時：2027年3月5日(金)～3月7日(日)　※競技開催日3月6日,7日

開 催 地：蒲郡市、岡崎市、西尾市、幸田町

会　　場：メイン会場 ラグーナ蒲郡地区

観戦エリア 竹島会場、KIZUNA（蒲郡市）、愛知こどもの国（西尾市）

深溝運動場(幸田町)

競技主催：モンテ・オート・スポーツ・クラブ（MASC)

主　　催：ラリー三河湾実行委員会

３　委託内容

（１）モータースポーツガイドブック（仮称）の作成

この地域のモータースポーツに関する情報等を網羅したガイドブックを作成すること。

【仕様】

・モータースポーツガイドブック

B5版フルカラー印刷により10,000部以上作成する。

・特設WEBサイト

モータースポーツガイドブックの掲載内容をスマートフォンやタブレット等で閲覧しやすい形に再構成したWebサイト及びバナーデザインを制作する。

【留意事項】

・ラリー三河湾の観戦情報を記載すること。

・ラリーの基礎情報及びこの地域で開催されるモータースポーツ（ラリー三

河湾、ラリージャパン等）のスケジュールを掲載するなどにより、観戦だけでなく、周遊につながる内容にすること。
・ラリー三河湾のセレモニアルスタートの会場、メイン会場、及び各観戦エリアにおいて配布すること。
・特設Webページは、観戦チケット販売日までに公開すること。
・掲載内容については、各イベント主催者及び施設管理者等と調整し、了解を得ること。

（２）ラリーカーパレードの実施

ラリー三河湾の開催PR及びモータースポーツの認知度向上のため、ラリーカーパレードを企画・運営する。

【実施日時】2027年2月14日（日）

【実施場所】名古屋市内

【留意事項】

・効果的な宣伝を行えるパレードコース及びパレード内容を提案すること。
・出発式を開催し、ラリー三河湾等の開催をPRすること。
・実施に必要な経費の全てを負担すること。また、必要な申請等の手続を行うこと。
・ラリー関係団体や関係市町と連携する必要が生じた場合は、調整を行うこと。
・車両の手配は、モンテ・オート・スポーツ・クラブ（MASC）が行う。

（３）事前広報等

① SNS・各種メディアを活用した情報発信

ラリー三河湾の開催をPRするため、SNSや各種メディア（テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、Web等）を活用した情報発信を行う。

【留意事項】

・ラリー三河湾の認知度を高めるための効果的な情報発信を行うこと。
・SNSでの情報発信においては、県が管理・運営する「aispo!」のアカウント（X、Instagram、Facebook）を積極的に活用し、広告やプレゼント企画を実施するなど、効果的な発信を行うこと。
・大会関連イベントや大会当日の様子をSNS等で発信すること。

② 公共交通機関等での歓迎装飾

ラリー三河湾の開催PRのため、公共交通機関（会場へのアクセス利用が多く見込まれるJRの車内広告など）において歓迎装飾を実施すること。

なお、装飾場所及び期間は任意とする。

【留意事項】

・サイネージの製作にあたっては、ラリー三河湾の画像素材の使用も含め、事務局と調整を図ること。

・実施にあたっては各管理者との調整を行い、管理者の指示に従うこと。
・媒体使用料や設置・撤去費等、必要な全ての費用を負担すること。また、必要な申請等の手続きを行うこと。

③ チラシ・ポスターの製作・印刷

ラリー三河湾の開催をPRするためのチラシ・ポスターを製作・印刷すること。

【留意事項】

・チラシは、10,000部印刷すること。
・印刷したチラシの配布(配架)場所・部数を記した配布計画を立て、配布先と調整し、2月初旬までに発送すること、また発送費用を負担すること。
・ポスターは、A１サイズとし、開催日時や開催場所、関連イベント等を記載すること。なお、200部印刷し委託者が指定する場所に発送すること。
・チラシ・ポスターの製作にあたっては、ラリー三河湾の画像素材の使用も含め、事務局と調整を図ること。
・チラシ・ポスターのデータをPDF形式で作成し提出すること。

（４）大会当日の盛り上げ

① 観光PRブース等の出展

メイン会場において愛知県の観光地や特産品等のPR及びeスポーツ（ラリー）体験ブースを企画、運営する。

【出展期間】2027年3月6日（土)、3月7日（日）
【設置場所】ラリー三河湾2027メイン会場自治体PRブース内
【ブース仕様】2間×6間（3.6m×10.8m）を想定（テント費用は無料）
【留意事項】

・愛知県のPRブース及びeスポーツ（ラリー）体験ブースを企画・運営すること。
・法被を製作し着用すること。
・大会主催者が示す出展者マニュアルに従うこと。

② 体験・イベントの実施

来場者が楽しめる参加型のイベントを実施すること。

【開催日】３月６日（土)、７日（日）
【場　所】竹島会場等
【留意事項】

・イベント運営費として、20万円程度を見込み体験イベントの運営主体に支払うこと。
・具体的な実施場所、時間等は運営主体と調整すること。なお、運営主体は愛知県が紹介する。

③ 愛知県知事賞の手配

ラリー三河湾2027の総合優勝者（ドライバー、コ・ドライバーの計2名）に贈呈

する愛知県知事杯（トロフィー)、三河木綿を使用した副賞をそれぞれ２個、手配すること。

【留意事項】

・副賞は、三河木綿の消防刺し子(モノトーン)の厚手生地を使用したヘルメットバッグ等のスポーツバッグとし、モータースポーツシーンにも調和する機能的かつ洗練されたデザインとすること。

また、授与式においては見栄えのする装飾包装を施すこと。

【参考：2026大会トロフィー】

・ファーストトロフィー XF－０３－０４（１００ｃｍ）

（５）事業目的を達成するためのその他の取組（自由提案）

事業目的を達成するため、効果的と認められるその他の取組を行う。

（６）その他

① アンケート調査の実施

次回大会のPRに活用するため、来場者にアンケート調査を実施し、その結果を報告する。

なお、アンケートを促進するため、回答者に対する開催市町特産品等のプレゼント企画を実施すること。

【留意事項】

・プレゼント企画は、回答者全員にプレゼントする景品、及び抽選によりプレゼントする豪華賞品をそれぞれ用意すること。

・回答者全員にプレゼントする景品は、単価100円から200円程度の開催市町特産品を使用した品（例：蒲郡みかんグミ）とし、1,000個手配すること。

・抽選によりプレゼントする特産品は、一市町一品以上とし、一品あたり１万円から２万円相当とする。なお、抽選や当選者への配送など一切の事務を行うこと。

② 事務局・開催市町と連携した取組

大会事務局や開催市町が企画するラリー三河湾の関連イベント等について告知協力する。

４　業務の実施期間

契約締結の日から2027年3月25日（木）まで

５　成果物の提出

（１）実施結果報告書を日本産業規格A4判で2部作成し、2027年3月25日(木)までに提出すること。また、報告書のデータをPDF形式で作成し、この電子データを1部提出すること。

（２）各取組の来場者数・閲覧数等について、目標を設定して効果測定を行い、実施結果報告書に記載すること。

６　委託料の支払

精算払いとする。

７　留意事項

（１）本業務は、受託事業者で有している知識に基づき行うものとし、本業務で知り得た情報については、管理・保管を十分行うとともに、外部への漏えいに十分に注意すること。

（２）委託業務の実施に当たっては、事前に愛知県と十分に協議を行うこと。また、契約期間中についても、進捗状況及び今後の進め方等を、愛知県に逐次報告するほか、必要に応じて打ち合わせを実施すること。特にラリー三河湾を主催するモンテ・オート・スポーツ・クラブ（MASC）及び蒲郡市産業振興部観光街づくり課ラリー三河湾推進室（大会事務局）と十分に連携すること。

（３）委託期間中は、業務経過全般を常に把握している専任の担当者（愛知県との連絡調整担当者）を置くこと。

（４）納入される成果物について、第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」）が含まれる場合には、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うこと。

（５）本事業全体の取組について、スポーツ局スポーツ振興課が発行する「aispo!」や、運営管理するwebサイト「aispo!web」及び「愛知スポーツボランティアLINE」等、SNSで情報発信を行うための協力をすること。

（６）webサイトを活用して情報発信を行う場合は、原則として愛知県公式webサイトのサブドメインで行うこと。

（７）委託業務を遂行する上で必要となる一切の経費は、受託事業者が負担すること。

（８）本業務の実施にあたり、本仕様書に記載のない事項またはやむを得ない事情により契約内容の変更を行う必要が生じた場合の変更事項については、県と協議のうえ決定するものとする。